

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

「ごうぎん宝くじサービス規定」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、2022 年 4 月 1 日(金)より、「ごうぎん宝くじサービス規定」を以下のとおり改定します。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後
2. 利用対象者 (1) 【省略】 (2) 約定返済型「当座貸越口座」のカードによって本サービスを利用することはできません。 (3) 【省略】 (4) 未成年者は、本サービスの利用をご遠慮ください。 3. 宝くじの購入 (1) 【省略】 (2) 宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻〔総合口座取引規定および極度型カードローン(カードローン、カードローン5、ミニカードローン、給振カードローン、島根県商工貯蓄共済カードローン、鳥取県商工貯蓄共済カードローン)契約書にもとづく当座貸越による払戻を含みます〕の方法で当行に支払われるものとします。現金による購入はできません。 (3) ～ (5) 【省略】	2. 利用対象者 (1) 【変更なし】 (2) 貸越専用カードローンのカードによって本サービスを利用することはできません。 (3) 【変更なし】 (4) 満 20 歳未満の方は、本サービスの利用をご遠慮ください。 3. 宝くじの購入 (1) 【変更なし】 (2) 宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻(総合口座取引規定および普通預金貸越サービスの契約書にもとづく貸越による払戻を含みます)の方法で当行に支払われるものとします。現金による購入はできません。 (3) ～ (5) 【変更なし】 14. 規定の変更 (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、事業環境の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上